

○経済産業省告示第二百三十三号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月三十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸</p>	<p>三 その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸</p>

入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～7 「略」

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七條の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三條第一項の

入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～7 「略」

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七條の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三條第一項の

承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1)～(7) 「略」

(8) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬（当該農薬が同法第三条第一項ただし書に該当する場合を除く。）については、同法第三条第一項に規定する登録を受けたことを証する書類

承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならぬ。

(1)～(7) 「略」

(8) 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第一条の二第一項に規定する農薬（当該農薬が同法第二条第一項ただし書に該当する場合を除く。）については、同法第二条第一項に規定する登録を受けたことを証する書類

(9) 「略」

9
(1) (6) 「略」

(7) 二の表の罫のの水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー

ダ、アルゼンチン、アルメニア、オースト

リア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツ

ワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファ

ソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和

国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、

クロアチア、キューバ、チェコ、デンマー

ク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、

(9) 「略」

9
(1) (6) 「略」

(7) 二の表の罫のの水銀に関する水俣条約第

三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要し

ない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブー

ダ、アルゼンチン、アルメニア、オースト

リア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツ

ワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファ

ソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和

国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、

クロアチア、キューバ、チェコ、デンマー

ク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、

エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペ

エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、

ルー、ポルトガル、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシエル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシエル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 三の八の(8)の改正規定 平成三十年十二月一日

二 三の九の(7)中「ベトナム」を「バヌアツ、ベトナム」に改める改正規定 平成三十一年一月十四日

三 三の九の(7)中「ガイアナ」を「ギニアビサウ、ガイアナ」に、「アラブ首長国連邦」を「トンガ、ア

ラブ首長国連邦」に改める改正規定 平成三十一年一月二十日